

[論 説]

法人税法における暗号資産税制の問題点 (2・完)

一 期末時価評価課税の改正提言一

泉 絢 也

Ⅲ 期末時価評価課税の問題点

1 各方面からの批判と実際上の問題点

トークンを発行して、投資家から資金調達を行う ICO (Initial Coin Offering) は、法人税法上の資本等取引に該当するような取引ではない (法人税 26, 22⑤, 法人税令 8)。よって、前受金や借入金などの債務に該当しない限り、投資家から払い込まれる全額を収益として益金に算入することになる (法人税 22②, 22の2)⁽²⁵⁾。発行時点で暗号資産に該当するのか、それとは異なるトークンにすぎないのか、時価をどのように考えるべきかなど細かい論点はあるが、その全額が収益として課税の対象となる可能性がきまとう⁽²⁶⁾。場合によっては、収益の額との比較において原価の額が僅少であり、多額の納税が発生するケースが考えられる。

国税庁は、ICO の課税関係について、発行されるトークンの性質が様々であるため一概に答えることは困難であるとしつつ、次のように回答している⁽²⁷⁾。

- ・ 資金調達者がイベント参加権を表象したトークンを販売して、そのトークンの対価としてビットコインなどの暗号資産を受領した場合には、その受領した財産的価値はトークンを販売した収益として法人税や所得税の課税対象となる。
- ・ 資金調達者が発行するトークンが何の権利も表象しない場合、資金提供者が行うビットコインなどの暗号資産の抛出は反対給付を伴わない寄付と認識される場合がある。この場合には、その寄付が例えば個人間で行われるときは、その寄付を受けた財産的価値は贈与税の課税対象となる。その寄付が法人間で行われるときは、その寄付を受けた資金調達者は収益として法人税の課税対象となり、寄付をした側の資金提供者である法人は寄附金として損金算入限度額の範囲内において損金となる。

ICO ではなく、株式や社債の発行、借入金などで法定通貨を調達すれば課税されないが、分散型台帳のスタートアップにとって時間もコストもかからず、世界中から資金を集められる ICO は他に選択の余地がない業界標準であるという指摘もある⁽²⁸⁾。将来 ICO をしてトークンを発行しようとする企業が、将来一定数のトークンを交付することと引き換えに、

(25) 参考として、田口安克「ICO 発行者側の会計処理及び税務処理の検討」税研 202 号 28 頁以下 (2018) 参照。

(26) このような税負担に対する問題意識として、令和元年 5 月 17 日の第 198 回国会衆議院財務金融委員会における松平浩一議員の見解も参照。

(27) 平成 30 年 3 月 22 日の 196 回国会参議院財政金融委員会における藤井健志国税庁次長の発言参照。

投資家から資金の提供を受ける仕組みである SAFT (Simple Agreement for Future Tokens)⁽²⁹⁾ を利用するとしても、資金の提供を受ける側にどのような債務が生じるのかなど個別の状況にもよるが、資金調達した金額の全額が課税対象になる可能性を払拭できないであろう。

加えて、冒頭でも触れたように、期末時価評価課税による税負担ものしかかるケースがある。例えば、法人が自ら発行した投票機能を有するガバナンストークンを譲渡せずに保有しなければならないことがある。トークンの発行法人が、意思決定権者が多数存在するといったガバナンスの分散化が十分に進むまでは、自社のプロジェクトを円滑に遂行するために一定数量のガバナンストークンを自社で保有したいと考えることは珍しくない。このガバナンストークンが市場暗号資産に該当すると期末時価評価課税の対象となる。

一般社団法人新経済連盟は、「ブロックチェーンの官民推進に関する提言—2021年度の政府方針等を踏まえたデジタルフレンドリーな社会に向けて—」(令和3年10月27日)において、要旨次のとおり、ガバナンストークンに対する期末時価評価課税の見直しを提言している⁽³⁰⁾。

- ・ 法人が期末に所有する暗号資産に関わる未実現利益(損失)についても課税対象とされている点について、税制改正を要望する。
- ・ 現状は、値上がり益を目的とせずにトークンを保有する場合(ガバナンストークン(※))も一律に課税対象。これにより、日本発の有望なスタートアップが税金を支払うことが困難となり、海外へ移転する事態も生じている。
- ・ 我が国の税制が、新産業における健全な市場形成と企業の国際競争の障壁とならないよう、見直しを行うべきである。

(※) ガバナンストークンとは

- ・ ネットワーク運用や開発など分散型プロトコルの運営方針について、ユーザーをはじめとする関係者が投票するためのトークンである。
- ・ パブリックブロックチェーンへ接続するための投票権獲得の目的でトークンを保有する場合などがあり、昨今注目されている。

筆者がアドバイザーを務めている一般社団法人 DeFi 協会の Web3.0 部会は、「Web3.0の成長戦略に関する提言」(2022年3月)を公表した⁽³¹⁾。この資料は、現状、日本では Web3.0 事業にベンチャーキャピタルが投資できないだけでなく、起業家が事業を立ち上げにくい状況となっていることを指摘し、その理由の1つとして、トークンを発行すると巨額の納税義務を生じさせる期末時価評価課税を挙げている。

(28) 日本経済新聞の「酷税に失望、デジタル頭脳去る 暗号資産の調達に法人税、『日本では戦えない』」(令和3年11月8日)参照。

(29) 後掲注(32)「デジタル・ニッポン2022」69頁の脚注(75)参照。

(30) 同提言22頁参照。 <https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/15654.html>

(31) <https://www.jda-defi.org/post/first-web3proposal-published>

また、自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部作成の「デジタル・ニッポン 2022—デジタルによる新しい資本主義への挑戦—」（令和4年4月26日）は、同本部 NFT 政策検討プロジェクトチーム（座長：平将明議員）が公表した「NFT ホワイトペーパー Web3.0 時代を見据えたわが国の NFT 戦略」（令和4年3月30日）に基づいて、次のような提言をしている⁽³²⁾。

「発行した法人が自ら保有するトークン（いわゆる「ガバナンストークン」を含む。）について、制度上の位置付け・会計実務上の取扱いの明確化等を行った上で、『活発な市場が存在する暗号資産』に該当する場合であっても期末時価評価の対象から除外し、第三者に譲渡して実際に収益が発生した時点で課税するよう税制改正や取り扱いの見直しを行うべき」

期末時価評価課税の問題がガバナンストークンだけに限ったものではないことを十分に理解した表現となっていることが重要である（ただし、後述のとおり、本稿は自社発行のみならず他社発行の暗号資産に対する期末時価評価課税も問題になりうるという立場である）。

「NFT ホワイトペーパー」は、「6. ブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策」の「(1) ブロックチェーンエコノミーに適した税制改正」という箇所、上記提言に係る問題の所在について、次のとおり指摘している⁽³³⁾。

「日本でブロックチェーン関連事業を起業するにあたって大きな障害となっている要因の一つが、暗号資産の期末時価評価による法人税課税である。企業がトークンを発行し、一定数は譲渡せず自社で保有する場合、当該トークンが『活発な市場が存在する暗号資産』に該当すると、自社保有分に関しては現金収入が生じていない中で、法人税法上期末時価評価の対象となる結果、含み益に対して法人税が課されることとなる。このような自社発行の保有トークンに対する時価評価課税は企業にとって極めて重い負担であり、その結果、多くのブロックチェーン関連のスタートアップ企業が日本で起業せず海外に流出する要因となっている。」

この点に関して、筆者は、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会と国際商事研究学会の柳田宗彦理事とともに、複数の企業に対して暗号資産の税務・会計に関するアンケートと個別ヒアリングを実施した⁽³⁴⁾。その際、企業の方からも、期末時価評価課税に関して、要旨次のようなご意見・ご要望をいただいた。

(32) 「デジタル・ニッポン 2022」35 頁。 <https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html>。このほか、経済産業省「経済秩序の激動期における経済産業政策の方向性」33 頁（令和4年5月19日）も、企業が発行・保有するトークンが含み益とみなされ、法人税の課税対象となっていること、特にキャッシュ不足のスタートアップにとっては資金調達及び意思決定プロセスにトークンを用いることが困難になっていることを指摘している。

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/030.html>。

(33) 前掲注(32)「デジタル・ニッポン 2022」68 頁。

(34) <https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20220224-001/>。

- ・ 運転資金として保有している暗号資産の評価益が課税されることによって、税金流出分を考慮して事業運営を行わなければならない、積極的な投資に踏み切ることが困難となる。
- ・ 期末時点の暗号資産の評価益は予想できない中で、これに対して課税されることを考慮して納税資金を確保する必要がある、事業運営に支障をきたす。
- ・ 活発な市場の判断がグレーであることから、課税の公平が保てるか疑問である。税務調査があった場合、当局の見解と相違する可能性があり、想定外の税負担が発生するリスクが懸念される。
- ・ 暗号資産はボラティリティが高く、評価益が計上されたとしてもそれに見合うキャッシュインがあるわけではないので、納税のための担税力がない。
- ・ 自社発行の暗号資産を課税対象から除外する対応をしてほしい。日本では暗号資産に関する法務及び税務リスクが高いため、日本で暗号資産に関するビジネスを行うことが難しい。
- ・ 問題の本質は会計ではなく、税務にある。大前提として会計と税務の取扱いを切り分ける必要がある。会計自体はそう複雑性はないが、課税リスクを負って事業運営し続けることが発展を妨げている。
- ・ 暗号資産を外国通貨と同じようなものと考え、評価損益に課税されることに違和感はない。他方、暗号資産を有価証券又は投資有価証券と同じようなものと考え、評価損益が課税されるのは違和感がある。現行制度上は、暗号資産は、金融商品に該当しないので、前者の考え方になっていると思われる。そのため、課税制度は問題ないと思われる。ただし、暗号資産を外国通貨と同様に考えるのは換金性や流通の観点から検討が必要と考える⁽³⁵⁾。

以上の議論を踏まえて、本稿では、期末時価評価課税の問題はガバナンストークンに限ったものではないし、自社発行のものに限ったものでもないことを強調しておきたい。ここでは、期末時価評価課税は、基本的に、保有する暗号資産について売買・換金が容易であることを前提とした規定であること（次の2参照）及び法人税を納税するためには法定通貨である円が必要となることを前提として、ガバナンストークン以外でも売買・換金が容易ではないケース、短期的な売買・換金を想定していないケース、法定通貨への交換を想定していないケース、少なくとも暗号資産のトレードで短期的に利ザヤを稼ぐ目的で暗号資産を保有しているわけではないケースがあるので示しておく。

- ・ レンディングやステーキング（暗号資産を預けて、バリデーターとして取引の妥当性

(35) この見解については議論の余地がある。法人税法は、外貨建資産等に関しては「換算」という語を使用しており（法人税61の9）、「時価評価」とは概念を区別しているからである。なお、所得税法も外貨建取引の換算の規定（所得税57の3）を有していることを踏まえて、暗号資産については「換算」ではなく「時価評価」をするとされているのであるから、所得税法上、その譲渡による所得が譲渡所得に該当する可能性は残されているという主張を展開することも考えられる。

を検証するプロセスに参加し、報酬を得ること）目的で保有

- ・ ガバナンストークン以外のユーティリティトークンの保有
- ・ NFTの購入代金やそのガス代の支払など支払手段として常備（NFT取引の決済手段として、通常、暗号資産が用いられるため、法人によるNFTの発行・販売取引が浸透することによって、法人が暗号資産を保有する機会の増加が見込まれることに留意）
- ・ 他の暗号資産や法定通貨と交換するために又はガス代の支払いのために一時的に保有
- ・ 自社又は他社プロジェクトのためのDEXへの流動性供給、あるいは流動性マイニングによる報酬を獲得するための流動性供給

これらを期末時価評価課税の対象から除外することは少なからず実務界のニーズであるといえよう。このように、売買目的や支払手段・決済手段目的で保有しているもの、他人から預かっているもののほか、現在では、ガバナンス目的、売買以外の投資目的、ステーキング目的（バリデーター業務目的）、他の種類の暗号資産と交換等のための一時的保有目的、運転資金目的、流動性供給目的など、暗号資産の保有目的は実に多様化している。暗号資産を他に移転や譲渡できないロックアップ期間中や流動性供給中の暗号資産は、事業上、売買・換金が想定されておらず、事実上、技術上又は契約上、売買は不可能であることが珍しくない。かように、事実上、売買・換金が容易なものではない、保有し続けなければ事業を継続できないようなものを期末時価評価課税の対象とすることは、実際上ないし実務上の観点から、問題である。

期末時価評価課税の実際上ないし実務上の問題点を筆者なりにごく簡単に列記しておく、①イノベーションの阻害・人材流出、②他国に類をみない厳しい課税であり、日本企業の国際競争力の低下、③予測可能性の問題（市場暗号資産の定義が曖昧。期末時の時価も予測困難。DEXには誰でも暗号資産を上場できるため、株式等の市場と暗号資産の市場を同等に扱うことは妥当でない面あり）、④未実現利益に対する課税であり、事業上、売買・換金ができないにもかかわらず課税されるため納税資金や事業用資金の確保が難しく、売り圧力にもなっていることを挙げることでできよう。

③について補足すると、現在、少なくとも200以上のDEXが存在し⁽³⁶⁾、誰でも新たにトークンを上場できる可能性があること及びたとえBinanceなどのCEX(中央集権型取引所)に上場されている暗号資産であっても具体的にどの程度の数量及び頻度で取引がなされていると市場暗号資産に該当するのかわからないことを考えると、市場暗号資産に該当するか否かの判断が難しいという問題があることは容易に想像できよう。

なお、理論的な問題として、中立性の問題（保有目的に着目しているトレーディング棚卸資産や売買目的有価証券に対する期末の時価評価課税との比較）や過大規制・過大包摂の問題も考えられる。次の2では、後者の問題について、期末時価評価課税の趣旨との関係で論じてみたい。

(36) <https://coinmarketcap.com/ja/rankings/exchanges/dex/>; <https://www.coingecko.com/ja/dex>.

2 期末時価評価課税の趣旨と過大包摂の問題

前記Ⅱ4のとおり、実務対応報告では、資金決済法上の暗号資産を対象に、期末に時価評価して損益計上するなどの会計上の取扱いを明らかにしている。このような実務対応報告をきっかけとして、令和元年度改正で法人税法に期末時価評価課税が導入された。改正の立案担当者は、法人税法においては、売買目的有価証券について、企業会計における時価法の導入に伴い、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられるとの理由から時価法を適用することとされており、短期売買商品についても、同様に企業会計における時価法の導入に伴い時価法を適用することとされているとした上で、次のとおり説明する⁽³⁷⁾。

「活発な市場が存在する仮想通貨については、一般的に、売買、換金について事業上の制約がない、すなわち、市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること、また、時価法を適用しなければ、課税所得が多額となると見込まれる事業年度に含み損のある仮想通貨だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることから、上記のように企業会計において時価法が導入されたことを踏まえ、法人税法においても、活発な市場が存在する仮想通貨について時価法を適用することとされました。〔下線筆者〕」

また、令和4年2月4日の第208回国会衆議院内閣委員会において、平将明議員は、ブロックチェーン、トークンエコノミー、NFT、メタバースなどWeb3.0の重要性、自由民主党の成長戦略としての議論の必要性を指摘する文脈の中で、次のような質問を行っている。

「一番の問題は、ブロックチェーン回りで、課税の問題なんですよ。いわゆる暗号資産のベンチャーが、トークンを発行したときに、ガバナンストークンといって、手元にある程度、一定量のトークンを持っていないと、様々なその先の施策で主導権が握れないので、投資目的ではなくて、手元に一定程度のトークンを置いておく。これをガバナンストークンといいますけれども、これを置いておかないといろいろな事業が進められないんだけど、これが今、日本では時価評価で課税される。しかも、キャッシュになっていないにもかかわらず課税されるものですから、今、ブロックチェーンかかわりのスタートアップや技術者は日本で創業できないんですね。日本で創業したいと思ってもシンガポールへ行かざるを得ないという状況で、今、物すごい勢いで、優秀な人材、将来有望なスタートアップが日本から流出をしているということになっています。

このガバナンストークンに対する課税は見直すべきだというふうに思いますが、財務省の考え方について政務官にお伺いをいたします。」

これに対して、藤原崇財務大臣政務官は次のとおり答弁している。

(37) 財務省 HP・前掲注(5)278頁。

「ガバナンストークンについての課税についての財務省の考え方ということなんですが、一般論として申し上げれば、法人が年度末に保有し活発な市場が存在する暗号資産については、売買目的で保有する有価証券や金、銀などと同様に、おっしゃられたとおり、時価評価を行いまして、評価損益を計上することとなっております。

この取扱いの理由につきましては、企業会計上も時価評価することとされていること、あるいは、売却、換金が容易であること、仮に時価評価を行わなければ、所得の発生する事業年度に含み損のある暗号資産のみを売るといった租税回避行為が想定されることによるものであります。

こうしたことも踏まえ、ガバナンストークンについても、一般的には、事業年度末に時価評価を行い、評価損益を計上するという扱いをしているところであります。〔下線筆者〕

上記解説や答弁を前提とする限り、期末時価評価課税の趣旨又は立法事実について、次のようにまとめることができる。

- ①法人が期末に保有する市場暗号資産については、企業会計上も時価評価をすることとされていること
- ②市場暗号資産については、一般的に、売買・換金について事業上の制約がない、すなわち、市場が存在するため売買・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でない。このことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること
- ③法人が期末に保有する市場暗号資産に対して時価評価を行わなければ、所得の発生する事業年度に含み損のある暗号資産のみを売るといった租税回避行為が想定されること

しかしながら、いずれも趣旨又は立法事実として、説得力に欠ける部分がある。

上記①について、確かに、実務対応報告では、資金決済法上の暗号資産を対象に、期末に時価評価して損益計上するなどの取扱いを明らかにしているが、その3項但書は、「自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。」としている。自社が発行する暗号資産は対象外とされているのである。

上記②について、前記Ⅱ4(4)のとおり、実務対応報告における暗号資産の期末処理の基本的な考え方では、活発な市場が存在する暗号資産は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、暗号資産交換業者が業務の一環として暗号資産販売所を営むために暗号資産を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定されるため、活発な市場が存在する暗号資産は、いずれも暗号資産の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられるとしていた。期末時価評価課税もこのことを念頭に置いて、上記立案担当者の解説が「一般的に」と表現しているように、一般的な保有目的を重視することにより、結局、保有目的を問うことをしない課税対象の広い期末時価評価課税を作ったものと考えられる。

しかしながら、仮に、今なお、日本における暗号資産の主たる保有目的が投資対象であるとしても、前記1のとおり、現在では、ガバナンスのための保有やステーキングのため

の保有など様々な保有目的が存在している。上記のような一般論を基礎として作られた期末時価評価課税については、売買・換金について事業上の制約があるケース又は保有し続けなければ事業を継続できないような資産であるケースのように時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理とはいえない場合にまで適用されるという事態が生じている。

③についても、暗号資産の発行人の課税関係として、暗号資産の発行時の取得価額がゼロないしゼロに近い場合には、含み損ではなく含み益が出る（そうであるから、実務界から期末時価評価課税の改正を望む声が多いのである）。また、売買等により取得した暗号資産について、日本は、暗号資産の1単位当たりの帳簿価額の算出の方法として、平均法を採用しているのであるから、同じ種類の暗号資産の中で含み損のあるものを売ったことにし、含み益のあるものを売らなかったことにするというような事態を想定する必要性は低い。異なる種類の暗号資産においてこのような事態を想定することは考えられるが、それは暗号資産に限ったことではない。含み損のある暗号資産を譲渡し、これと同じ種類の暗号資産を直ちに取得する場合の取扱いはどうすればよいかという問題についても、有価証券など他の資産の取扱いと平仄を合わせれば足りるため、暗号資産についてのみ期末の時価評価課税でこれに対抗しなければならない合理的理由はない。暗号資産を譲渡した場合は基本的にすべて時価課税なのであるから（法人税22②, 61①）、極めて限定的な時価主義を採用している現行法人税法の下においてわざわざ譲渡していない保有の段階で暗号資産に対してのみ、対象の広い時価評価課税をすることまで必要なのであろうか。この点は、立案担当者が懸念している租税回避行為がどのようなものであるかを具体的に明らかにすることで、議論が進むはずである。

そもそも、法人税法において、法人が期末に保有する資産に対して、時価評価して課税を行うのは例外であり（法人税25①, 33①）、基本的には、企業会計に合わせて、一部の有価証券と金・プラチナなどの短期売買商品に対してのみ行っているにすぎない。暗号資産は、外貨建資産等の期末換算差損益の規定（法人税61の9）に寄せるのではなく、外国通貨以外の資産、棚卸資産等にもなりうる資産として取り扱われているのであるから、暗号資産に対する期末時価評価課税の制度についても、これらの有価証券や短期売買商品の規定と平仄を合わせるべきではないか。そうでなければ、そのことについての確固たる趣旨や立法事実が必要であろう。

このように考えてみると、立法当時、市場暗号資産については、一般的に、売買・換金について事業上の制約がないという考え方、すなわち、市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないため、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であるという考え方に基づいて、射程範囲の広い期末時価評価課税を採用したことには一定の理由があったのかもしれないが、現在では、期末時価評価課税は、過大包摂の規制、過剰な規制という様相を呈しており、その見直しを検討すべきである。なお、暗号資産の市場が一時的に下落している際に評価損の計上を一律に認めることの是非も議論されてよい。

IV 解釈論等による解決の困難性と改正提言

1 解釈論等による解決の困難性

自社発行の暗号資産を保有する場合の期末時価評価課税を解釈論等で回避することは可能であるという見解を耳にすることがあるが、そのハードルは高いことを確認しておく⁽³⁸⁾。想定される見解として、期末時価評価課税の要件を満たさないようにする要件外しアプローチと企業会計のルールを根拠とする企業会計アプローチを順に検討する。

(1) 要件外しアプローチ

期末時価評価課税の要件を満たさないようにする試みの例を挙げる。

①事業年度終了時に暗号資産を有さない、自己の計算において有さないようにする

期末に暗号資産を手放すことで要件充足を回避することはありうるが、そもそも手放すことに事業上支障があることを想定すると現実的ではない。外国法人に保有させたり、所得税には期末時価評価課税はないため自社の取締役に保有させたり、その際に信託的構成や消費貸借構成をとったりすることも考えられるが、行為計算否認規定（法人税132等）の適用リスクや移転時の課税リスクのほか、事実認定・契約解釈により、暗号資産は発行法人に帰属すると認定されるリスクや、発行法人が受益者であるとして受益者課税されるなどの課税リスクは残る。消費貸借構成と決算期の異なる法人を利用したスキームも課税リスクは相当高い。

また、仮に、消費貸借構成、すなわち、借主は、他人の物に対する所有権（特に目的物を消費（処分）する権能に注目）を取得し、同種・同等・同量の物を貸主に返還することになる消費貸借（民法587）⁽³⁹⁾ないしこれに準じた契約として構成することで貸主に対する期末時価評価課税を回避することが認められるとしても（貸主の有する権利を暗号資産建債権と構成する場合には、一般的には期末の時価評価の対象から外れることになる）、ステーキングの場合や暗号資産の流動性の供給の場合にはこのような構成を採用することが難しい。利益相反の可能性はあくとしても、暗号資産を借り受けることに対する取締役側のリスクの問題や、自社の取締役に暗号資産を貸し付けることについて、投資家やコミュニティの支持を得られないのではないかという問題もある。個人ではなく外国の関連法人に貸し付けることも考えられるが、やはり同様の問題が想定される。世界的にみても消費

(38) 下地となる論稿として、泉絢也「暗号資産の期末時価評価課税問題と解釈論の限界—自社発行のガバナンストークン等に対する課税は回避できるか?—」税弘70巻7号87頁以下（2022）参照。

(39) 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第6版〕』1212～1214頁（日本評論社2019）参照。なお、暗号資産の消費貸借の場合において、貸主は、貸付時に帳簿価額と貸付時の時価との差額の損益を計上しなければならないとすれば、このことによる税負担や貸付時期についても検討しておくことが求められよう。暗号資産の消費貸借に係る経理処理の参考として、一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」6, 8, 14頁（2020）参照。https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/keiri_20200612.pdf。暗号資産の性質や令和元年度税制改正時に暗号資産を有価証券ではなく（棚卸資産ないし）短期売買商品に寄せた制度設計をしたことを考慮すると暗号資産との関係では有価証券の消費貸借の場合の会計処理はあくまで参考となるにすぎないが、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」も参照。

貸借構成が採用されることはなく、他国で事業を行うのであればスキーム構築のコストの問題、時間的な問題や法的な曖昧性の問題を回避できるにもかかわらず、日本においてグレーゾーンの中で暗号資産を発行・保有することにどれほどの意味があるのかも問われるであろう。

そもそも、暗号資産を自社で保有するか、取締役等に保有させるかといった事業上の選択判断は企業ないし市場に委ねるべきであり、その選択判断が期末時価評価課税によって歪められるべきではない。この点は②にも当てはまる。

ただし、(期末時価評価課税を回避するためであるか、他に事業上の理由が存在するかを問わず) 仕組み上、一時的にはあるにせよ、暗号資産について誰にも管理・支配されていないといえるような状態を作り出すことができるならば、場合によっては、期末時価評価課税の対象となるか、対象者はどの法人かという点を議論する余地が出てくる。

②暗号資産又は市場暗号資産とならないようにする

暗号資産に該当しないものを発行することで期末時価評価課税を回避することは考えられるが、Web3.0 サービスはネットワークに参加できる者(ノード)が限定されず、誰でも参加できるパブリックブロックチェーン⁽⁴⁰⁾を想定していることや市場における売買可能性・容易性を前提に置くと、現段階では暗号資産のニーズが強いため、簡単ではない。例えば、著名な Nouns DAO というプロジェクトのように、ガバナンストークンとして、NFT(非代替性トークン)を含む暗号資産に該当しないトークンが広く採用されるようになれば、状況は変わるかもしれない。トークンが暗号資産に該当するタイミングをずらしたり、暗号資産を将来的に受領する権利のようなものを売って投資家から資金調達したりするなどの選択肢は検討に値する。

また、納税者において、DEX のみに上場されている暗号資産は市場暗号資産に該当しないことが原則であるという見解を採用することも考えられるが、市場暗号資産該当性を判断する際の基準は明確ではない部分があり、課税リスクは残る。法律を改正しない限りは、将来において、そのような原則が通用しないことを明らかにするような政令改正がなされる可能性もある。

上記のほかにも様々な候補がある。例えば、森・濱田松本法律事務所の増島雅和弁護士から、mint(生成ないし発行処理)されてまだ交付されていない電子トークンは、法律上は発行されたものとみなされないという考え方に基づくご見解を賜っている。大変興味深い議論であり、自社発行の暗号資産をガバナンストークンやステーキングとして利用している場合に、①それは資金決済法上の暗号資産ではないのか、②暗号資産である場合に、法人税法 61 条 3 項の自社が「有する」暗号資産に該当しないのかという点も含めて検討に値する。

(2) 企業会計アプローチ

期末時価評価課税は、実務対応報告をきっかけとして導入されたという経緯を前提に、

(40) 前掲注(32)「デジタル・ニッポン 2022」58 頁の脚注(65)参照。

実務対応報告の3項但書が「自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。」としていることを理由として、法人税法も自社発行の暗号資産については期末時価評価課税の対象外であるという解釈論が成り立つであろうか。

このような解釈論を採用することは難しい。法人税法22条4項は別段の定めがあるものを除いて企業会計のルールを法人税法の世界に持ち込むことを認めているが、同法61条は同項の別段の定めには該当するため、期末時価評価課税の場面において同項の適用はないことが原則となる。そもそも、上記実務対応報告が同項でいうところの一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当するかという問題もある。

今後、暗号資産に関わる会計のルールがより明確になったり、変更されたりした場合はどうか。実際、企業会計基準委員会は、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表し、令和4年6月8日を期限としてコメントを募集している。しかしながら、期末時価評価課税は法人税法に明記されているため、法令ではない会計のルールをいかに定めたところで、期末時価評価課税の解釈・適用に与える影響は小さい。

上記「論点の整理」39項①の【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点」において、自社発行の暗号資産について、「発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない」という考え方が示されているが、法人税法61条3項が存在し、かつ、その文言と適合しない考え方である以上、租税法律主義の面前ではやはり会計の取扱いが期末時価評価課税の解釈・適用に与える影響は小さいといわざるをえない。基本的には、そのトークンが資金決済法上の暗号資産、とりわけ市場暗号資産に該当すること又は期末に自己の計算においてこれを有していることのいずれかを否定できない限り、自社発行の暗号資産であっても期末時価評価課税の対象となることは自明である。

なお、国税庁のFAQ（「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」）に「会計上、法人が事業年度終了の時に市場暗号資産を保有する場合は、時価法により期末評価することとされていることを踏まえ、税務上も同様の取扱いをすることとされています。」という記述があったことを根拠として、上記のような解釈論を展開する見解もあるかもしれないが、無理がある。そもそも、FAQは立法関係資料ではなく、形式上は、執行機関にすぎない国税庁が内部に向けて発行している執務のための参考情報でしかない。上記の記述の内容も、会計をきっかけとして期末時価評価課税が導入されたことを説明しているにすぎないし、令和3年12月22日付けのFAQでは上記記述は削除されている⁽⁴¹⁾。

（3）解釈論等による解決の困難性

解釈論等を駆使して、自社発行の暗号資産を保有する場合の期末時価評価課税を（少なくとも正面から）回避することは難しい。国税庁が期末時価評価課税の適用対象を狭く解するガイダンスを出すなど行政上の取扱いで乗り越えることも考えられるが、租税法律主

(41) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/>.

義との緊張が高まる。事業上の選択判断は企業ないし市場に委ねるべきであること、さらに厳しい要件を設ける政令の改正もありうること、予測可能性の観点からは法律で明確にすべきであることなども考慮すると、立法論的検討を行うべきである。仮に、上記(1)又は(2)のアプローチを駆使して自社発行の暗号資産の期末時価評価課税を回避することが認められるとしても、他社発行の暗号資産を保有する場合に期末時価評価課税の要件充足を回避することはさらに困難を伴うため、やはり立法論的検討は避けられない可能性が高い。

なお、法人税法上の暗号資産は資金決済法から借用した概念であり、同法を管轄する金融庁が何らかの理由で同法上の暗号資産の対象を狭く解し、結果的に法人税法における期末時価評価課税の対象も狭められるようなガイダンスを出すことが考えられる。見方によっては、租税行政と同様にいわゆる通達行政・ガイダンス行政が実務を支配している分野であるといえるし、この分野では、租税行政と比較して金融庁が公開するガイダンスが法令の解釈を超えているなどの批判的見解が示されることが少ない又はガイダンスの内容に異を唱えて訴訟で争う者が少ないとすれば、何らかの事情により、上記のような形での行政解釈が発動される可能性は皆無ではない。仮にそのようなガイダンスが出された場合には、資金決済法1条の目的や同法の体系的解釈を踏まえた合理的な解釈であるか、法解釈の限界を超えた恣意的な行政解釈ではないかという点のほか、期末時価評価課税の趣旨に適合するものであるかという点を上記のとおり概念を借用している租税法の側からも検討する必要がある。

2 期末時価評価課税の改正提言

期末時価評価課税の問題点に対して、立法論的検討の必要性が明らかになったため、最後に改正の方向性を提言する。改正の方向性について、A案：自社発行の市場暗号資産を期末時価評価課税の対象から除外するもの、B案：期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外とするもの、C案：課税対象外の暗号資産を個別指定するものを候補として示す。各案の内容、特徴、メリット・デメリットを簡単に整理すると次表のようになる。

C案は、課税対象外の暗号資産の定義付けを個別に行うことの煩雑さや困難さ、新たなタイプの暗号資産や取引に迅速に対応することの困難さがあることに加えて、課税対象外とすべき暗号資産の判断基準が売買・換金の容易性のようなものであるならばB案でもよいのではないかという見方が出てくるため、やや魅力に欠ける。

A案のメリットである企業会計との平仄がとれるという点について、一応は理由になるが、期末時価評価課税が想定する場面は、売上や仕入などのルーティン取引のように一般に会計処理と税務処理の整合性が求められる場面とは異なるものであり、実務上、両者の平仄をとることに企業側からの強いニーズがあるとは思われない。企業会計は自社発行の暗号資産のルールについて現時点では空白であるにすぎないし、企業会計基準委員会はこの点に関する論点整理を公表し検討中であるものの（前記1(2)参照）、企業会計の取扱いに合わせる論理的必然性はない。

また、A案のデメリットは看過し難い。自社発行の暗号資産であるか否かという観点と、

案	内容	特徴	メリット	デメリット
A案	自社発行の暗号資産を課税対象から除外	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者に着目 ・保有目的不問 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外の判断が容易 ・企業会計との平仄 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社発行以外で売買・換金が容易ではない暗号資産も課税対象 ・自社発行で売買・換金が容易なものが課税対象外
B案	短期売買目的で保有する暗号資産のみ課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保有目的に着目 ・発行者不問 ・課税対象外の範囲が広い 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外の判断が容易 ・自社発行以外で売買・換金が容易ではない暗号資産も課税対象外（実務の幅広いニーズに対応） ・短期売買商品や有価証券との平仄（中立性の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象が狭い ・企業会計と齟齬
C案	課税対象外の暗号資産を個別指定	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産の性質・保有目的を個別に精査 ・ガバナンストークンなどを定義し、課税対象外を個別指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外とすべき暗号資産を精査し、個別に指定可 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外の暗号資産の定義付けが困難 ・新たなタイプの暗号資産や取引に迅速に対応することが困難 ・企業会計と齟齬

売買・換金が容易であるか否かという観点は必ずしも連動しない。自社発行の市場暗号資産であっても、売却目的で有しており、事実上、売買・換金が容易なものであって、保有し続けなければ事業を継続できないようなものについては、期末時価評価課税の対象とすることがその趣旨に適合する。ガバナンストークンの場合であっても、分散化するために当初自社で保有していた分を売却することはありうるが、短期売買目的で保有しているとはいい難いことに注意が必要である。逆に、他社発行の暗号資産であっても、ステーキングや流動性供給目的で保有しているもののように、事実上、売買・換金が容易ではなく、保有し続けなければ事業を継続できないものが存在する。これらの暗号資産を期末時価評価課税の対象とすることはその趣旨に合わない。

加えて、A案では、例えば、法人のユーザー又はベンチャーキャピタルなど暗号資産の発行者以外の法人が長期投資目的、ガバナンス目的又はステーキング目的で暗号資産を保有する場合にも期末時価評価課税の対象になる。日本における Web3.0 企業の発展を企図するならば、あるいは発行者以外のトークンの保有者も利益を享受できるようなトークンエコシステムを想定するならば、期末時価評価課税の対象はより限定的であることが望ましい。

B案は、A案と異なり、自社発行であるか否かを問わず売買・換金が容易ではない暗号資産を課税対象外とすることになり、現時点における実務の幅広いニーズ（前記Ⅲ1 参照）に対応できるほか、今後登場する新たなニーズにも対応できるというメリットがある。B案の場合、例えば、他社発行の暗号資産をステーキングしているものなどは、企業会計で期末時価評価損益を計上する一方、法人税法ではこれを計上しないことになる。この点について、期末時価評価課税は実務対応報告を機縁として制定されたものであるが、法人税法固有の趣旨も背後に存在するため、企業会計と異なる取扱いになることに支障はない。法人税法の取扱いの方が企業会計よりも柔軟であることになるが、このようなことは、例えば収益の認識時期（計上時期）の論点にも見られる現象であり⁽⁴²⁾、特に問題視する必要はない。

B案について、当初の取得目的やその後の保有目的が短期売買目的であるかを判断するのが難しいという指摘もあるかもしれないが、法人税法は、短期売買商品や有価証券についてはこれを外形的に判断する制度を採用しており（法人税61①～③、61の3①一・②等）、これらの制度と平仄を合わせれば足りるであろう。むしろ、なぜこれらと比較して、暗号資産のみ保有目的を問わない厳しい課税がなされなければならないのか、疑問である。

例えば、短期売買商品の時価評価課税の対象は、基本的には、①市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものと、②上記①以外で、その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載（資産の取得に関する帳簿書類において、短期売買目的で取得した資産の勘定科目をその目的以外の目的で取得した資産の勘定科目と区分して記載）したものに限定されている（法人税法61①、法人税令118の4、法人税規26の7、法基通2-3-66、2-3-67）⁽⁴³⁾。暗号資産についても、そのトレーディング業務を行う専門の担当者（トレーダー）が存在するか⁽⁴⁴⁾、あるいはそうでなくとも、法人が、その取得の日において「トレーディング暗号資産」、「投資目的暗号資産」などと帳簿書類に記載しているかを判断基準として採用すれば、当初の取得目的や目的の変遷について判断が困難なケースは限定されるであろう。

B案に対しては、現行制度との比較において課税対象が狭くなりすぎるという批判もありうる。しかしながら、この点については、短期売買商品や有価証券の取扱いも含めて議論をすべきである。比較の対象を現行制度ではなく短期売買商品や有価証券に設定するのである。

少し異なる角度からの考察もありうる。DEXに上場されている暗号資産のみならず、BinanceなどのCEX(中央集権型取引所)に上場されている暗号資産であっても具体的にどの程度の数量及び頻度で取引がなされていると市場暗号資産に該当するのか明らかではない。市場暗号資産に該当するか否かを判断するのは非常に難しいという現状がある。この点について、政令やFAQなどで、現在法人税法施行令118条の7に定められているものよりも明確な判断基準を設置することが望ましいが、明確かつ客観的な判断基準の設置が困難であるならば、やはり、上記のとおり期末時価評価課税の課税対象を現行制度よりも狭いものにすることで対応することも考えられる。

このほか、複数の保有目的が混在している場合にどのような対応をとるべきか、暗号資産は有価証券、短期売買商品、現金同等物、外国通貨などのうちのいずれに寄せて考えるべきか、制度設計をすべきかといった観点から改正の方向性を議論する余地もある。

いずれにせよ、Web3.0企業の発展、発行者以外のトークンの保有者も利益を享受できるようなトークンエコシステム、自社発行の市場暗号資産のうち短期売買目的で保有して

(42) 参考として、泉絢也「法人税法と収益認識会計基準(1)―収益の計上時期を決する諸原則(引渡基準と権利確定主義・無条件請求権説・実現主義・管理支配基準)―」千葉商大論叢58巻3号19頁以下(2021)参照。

(43) 有価証券については、法人税61の3①一、法人税令119の12、法人税規27の5、法基通2-3-26、2-3-27等参照。

(44) 関係会社や信託を利用等している場合を含む。参考として、法基通2-3-66、財務省HP『平成19年度 税制改正の解説』351頁参照。https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P247-P378.pdf

いるものに対する課税，他社発行の暗号資産のうち事実上，売買・換金が容易ではないものに対する課税，税制の中立性，後で述べる諸外国の制度との比較という観点からは，現時点では，B案をベースとして改正を検討すべきであると考えられる。

IV 結びに代えて

期末時価評価課税を中心に法人税法における暗号資産税制に関する問題点を取り上げた。具体的には，一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における1単位当たりの帳簿価額について，（法的根拠は判然としないものの）個別法の適用それ自体は合理性を認めうるが，一時的に必要な暗号資産の取得の場合のみ個別法を適用することは困難であるという実際の実務や現状も踏まえて，個別法の採用を明記するほか，個別法以外の選択肢を認めるなど法人税法施行令118条の6第5項の内容の見直し等を検討すべきであるという見解を示した。また，期末時価評価課税の問題点と解釈論等による解決の困難性を指摘した上で，期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し，それ以外のものを対象外にするという税制改正の方向性を提言した⁽⁴⁵⁾。

この期末時価評価課税に係る改正提言について2つの留意点を示しておく。第1に，Web3.0企業やクリプト企業を特別に優遇すべきであるという趣旨ではない。ひとり暗号資産のみを課税上冷遇することに問題があるのではないか，あるいは理論的に考えてみても，期末時価評価課税は改正されるべき理屈が存在するのではないかというのが本稿の立場である。期末時価評価課税創設時と比べて，現在では，暗号資産に関する社会・経済の状況，企業ニーズが相当変化していること及び短期売買商品や有価証券に対する時価評価課税と平仄を合わせる必要があることを踏まえて，改正の方向性を示しているにすぎない。第2に，日本におけるWeb3.0の発展との関係では，期末時価評価課税は数ある問題の1つにすぎない。既存の税制を少し手直しするだけでは限界があるし，税法以外の他の規制等における問題も併せて解決する必要がある⁽⁴⁶⁾。

最後に，シンガポールやオーストラリアなどのように，暗号資産が金融商品やトレーディング棚卸資産などに該当する場合に，保有する法人に対して時価評価課税の規定又は棚卸資産の低価法のように評価損のみを課税上考慮する規定の適用を検討する必要がある国は日本以外にも存在するが⁽⁴⁷⁾，法律の中で暗号資産を名指しして，保有目的を問わな

(45) 本稿では取り上げることができなかったが，上記のほか，青色申告との関係で，暗号資産の取引をすべて仕訳帳等に記録することが現実的でない場合の対応なども実務的ニーズがあることを指摘しておく。

(46) 前掲注(31)のDeFi協会の「Web3.0の成長戦略に関する提言」は，資金決済法のカストディ規制（MetaMaskのような秘密鍵を自己管理するウォレットを誰もが使えるわけではなく，ユーザーフレンドリーなサービスを提供できない）と，投資事業有限責任組合（LPS）法の投資事業有限責任組合の投資対象規制（投資対象に暗号資産（トークン）やステーブルコインが含まれていないため，ベンチャーキャピタルが投資できない）を挙げている。また，Web3.0はブロックチェーンを基盤とすることから，非中央集権の思想を強く持っている既存社会に不満を抱く若い人材が多く，彼らはスタート時点で海外を拠点とすることに違和感を抱かず，大きく挑戦する意気込みが強いこともあって，資本（特にヒト，カネ）の海外流出が止まらない状況になっているという現状分析を示している。

い時価評価課税を行う日本のような制度は世界的にみて珍しいものである。かような期末時価評価課税は、キャピタルゲイン該当性を否定する点とともに日本の暗号資産税制のガラパゴス化を象徴するものであるといえよう。日本が早くから暗号資産の課税に関する規定を法制化した点は評価できる面があるが、法制化したことによって法制化をしていない諸外国に比して、変化の早い暗号資産ないしその取引に対して迅速かつ柔軟な対応をとることができないという問題点も指摘しうる。さらにいえば、最近では、NFTや、法定通貨建ステーブルコインなど暗号資産に該当しないFT(代替性トークン)も流通しており、暗号資産のみをターゲットにした税制をこのまま維持すべきであるのか、広くデジタル資産として税制を組み直す必要があるのかという点について、議論を進めるべきである。

本研究はJSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

(2022.5.20 受稿, 2022.6.27 受理)

(47) See e.g., Robert Yunan & Werudy Lim, Australia, *in* TAXATION OF CRYPTO ASSETS 81, 84~85, 92~93 (Niklas Schmidt et al., eds., 2020), Gurbochan Singh et al., Singapore, *in* TAXATION OF CRYPTO ASSETS 577, 584~585 (Niklas Schmidt et al., eds., 2020).

〔抄 録〕

本稿では、期末時価評価課税を中心に法人税法における暗号資産税制に関する問題点を取り上げている。具体的には、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における1単位当たりの帳簿価額について、関係する法人税基本通達2-3-65やその解説の内容は、いずれも、法人税法施行令118条の6第5項の文理や趣旨に照らして検討の余地があるし、一時的に必要な暗号資産の取得の場合のみ個別法を適用することが難しいなどの実際の実務や現状を踏まえて、当該政令の内容の見直しを検討すべきであるという見解を示している。また、期末時価評価課税の問題点と解釈論等による解決の困難性を明らかにした上で、期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外にするという税制改正の方向性を提言している。